

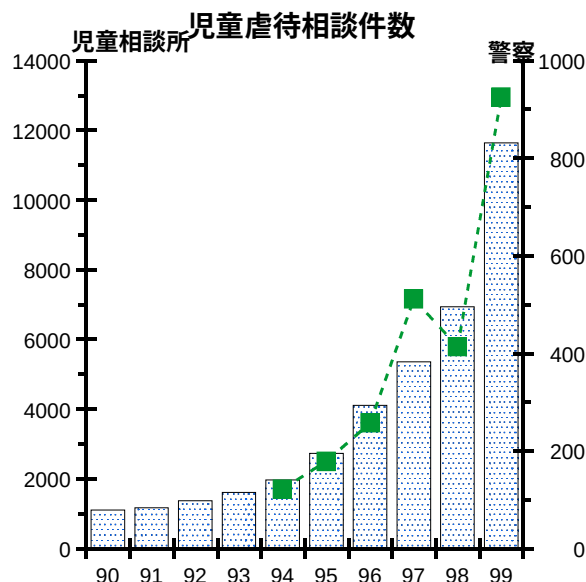
女性に対する暴力についての法制度的課題

東京都立大学法学部教授 前田雅英

1 近時の法制度・法意識の動きと女性保護

(1) 立法に顕れたスタンスの変化

- ・ 最近の立法
 - ① 児童買春・児童ポルノ
 - ② 児童虐待
 - ③ ストーカー規制
 - ④ DV
- ・ 新法の効果: 児童ポルノはかなり変化
ストーカー規制で脅迫・名誉毀損等立件増
 - ・ 男女間に限らないストーカー行為
- ・ DV法の立法の影響も大きい: 最高裁発表



(2) 被害者保護対策の充実

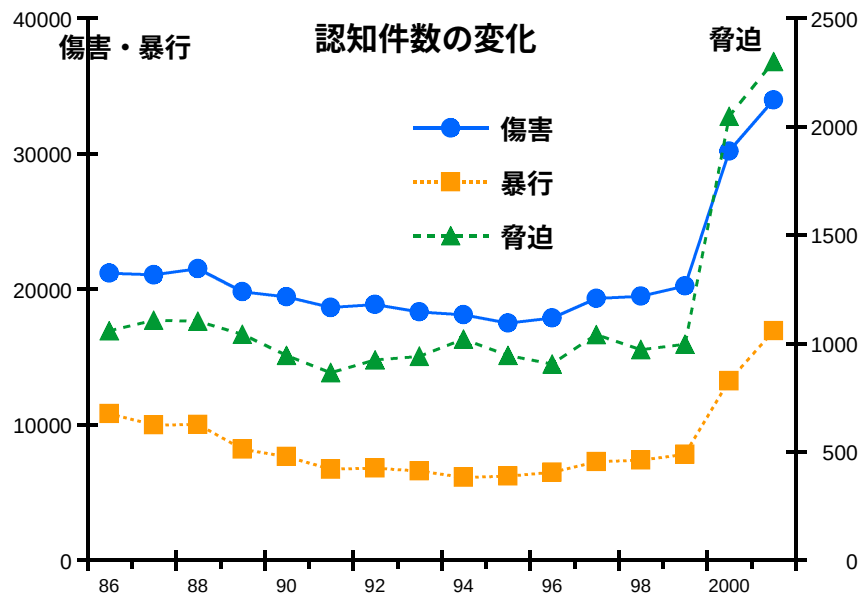
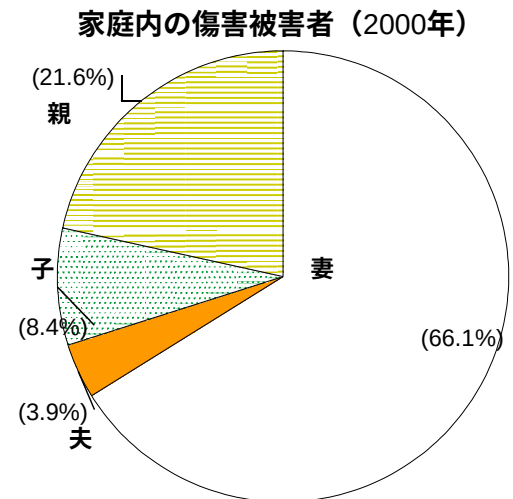
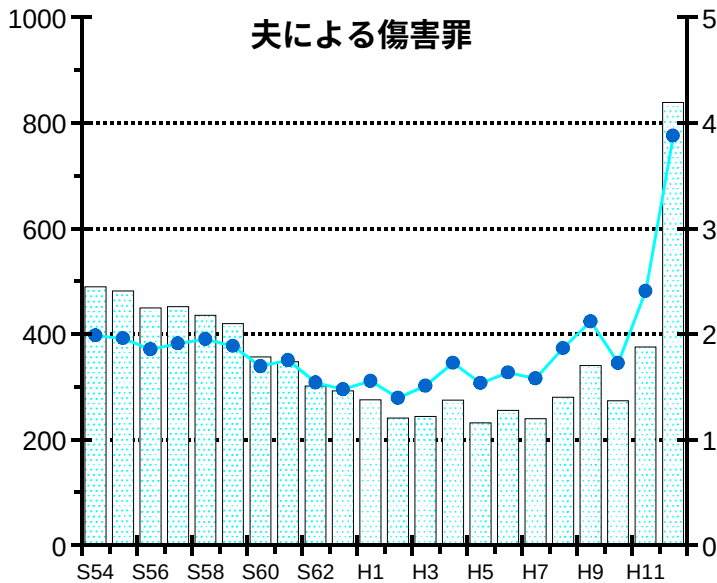
- ① 被害者を保護するために犯罪の枠を広げる
主として女性被害者を念頭
ストーカー 児童買春・児童ポルノ
- ② 被害者の視点に立った手続き
性犯罪についての告訴期間撤廃措置
証人保護措置(証人尋問の際の証人への付添い、遮へい、ビデオリンク)
- ③ 被害者の側にも立った法適用
 - ・ 「法は家庭に入らず」「民事不介入」
 - ・ 「暴力」に関しては警察との連携が最重要
警察力による被害者保護の限界 ex ストーカー殺人
配偶者からの暴力対策に関しては相談所が重要
女性の権利を守るという問題だけではない
「家庭の再構築」とまではいわないが、家庭の破綻を止め、母子の生活を支える
特に子どもへの影響の重要性→後述
 - ・ 夫に対するDV(老人問題)を問題にすることの意味
* 夫へのDVについての刑法学会での議論 悪しき法律家的平等主義

2 家庭内の暴力について-女性の被害者を中心に

(1) 現行の刑罰法規と家庭内暴力

- ・ 平成12年の傷害罪・暴行罪・脅迫罪

妻への傷害: 838件 (全傷害の3.9%)	11年: 374件 (2.4%)
妻への脅迫: 30件 (全脅迫の2.0%)	11年: 8件 (0.9%)
妻への暴行: 7151件 (全暴行の1.7%)	11年: 4730件 (0.8%)
- 妻への強姦の急増(1件から7件へ)



＊法は家庭に入らず

横浜地判昭和 37 年 5 月 7 日(下刑 4-5=6-407)：子の親に対する乱暴であるとはいっても、家庭の平和や家庭員相互の感情のきずなを少しも破綻させていないし、親族共同生活の維持に危険がない、むしろこれを一回限りの家庭内の一波乱として不問に附することが家族の利益に合致し、また社会秩序の維持の妨げにもならない程度のものであるべきであつて、結局刑法上の保護に値しない行為だといわなければならない。「A 巡査は主観的には被告人の母に対する乱暴の制止ないしさらに乱暴を加えることを予防する意思で被告人に手をかけたものであるが、(イ)さきに説明したとおり、被告人の母に対する本件乱暴は罪とならないものである。(ロ)又、右の各事実から明らかなように、被告人を暴行現行犯として逮捕する客観的必要はないし、A 巡査もその意図はなかつた。もとより暴行罪は緊急逮捕の対象となる罪でもない。(ハ)そして A 巡査が被告人に手をかけたとしてもその時期は乱暴が終了した後でかつそののちに一層強度の乱暴が加えられるような事情もない。A 巡査はどの点からも実力を行使することは許されないものである。しかるに A 巡査は(前記のような勢で)被告人の髪に手をかけ制止的行為に出たのであるから、右は適法な職務範囲を逸脱し違法である。違法な職務行為はたと同巡査が警察法 2 条、警察官職務執行法 5 条の適法な職務行為と解してその挙に出たとしても公務の執行と解することはできない。違法な行為に対してはその相手方が正当防衛をすることができることは当然であつて、本件の場合被告人の身体、自由に対する急迫不正の侵害があるといえるので、これを防衛するため被告人が同巡査と格闘し拳銃を引張つたことはこれを正当防衛で罪とならないものといわねばならない。

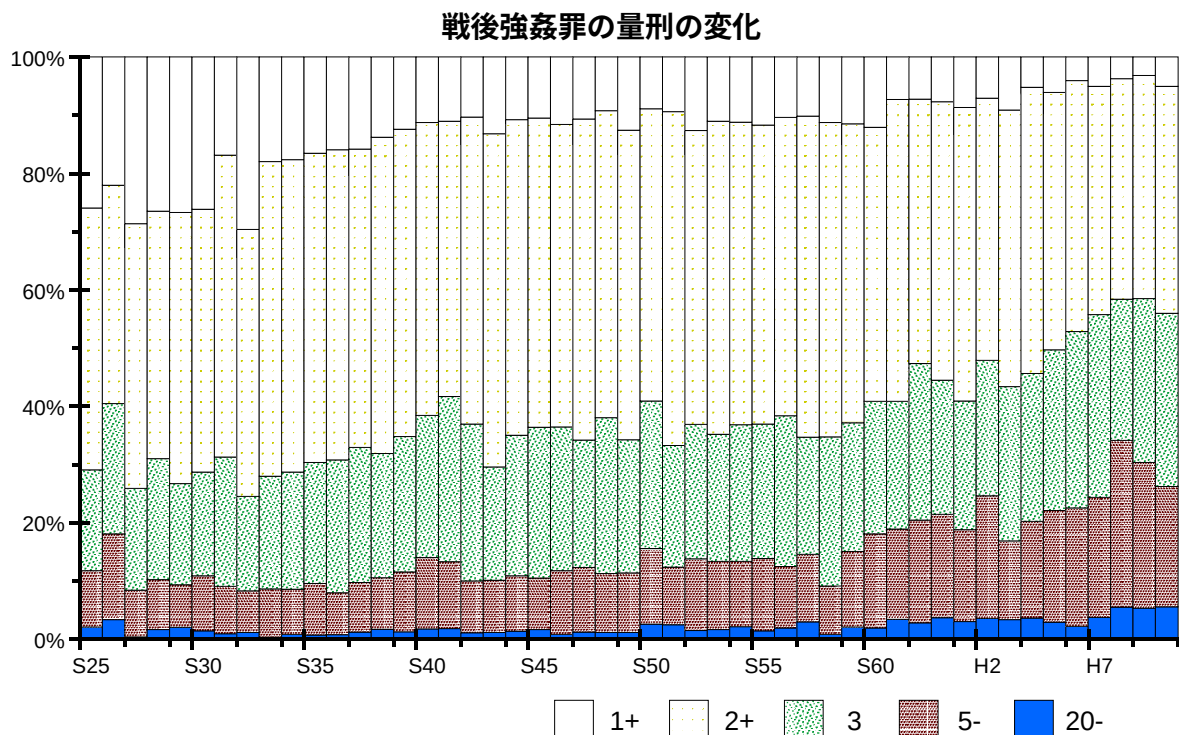
- ・警察のスタンスの変化

(2) 地味だが重要な施策

- ・人格を尊重する教育 戦後次第に良くなっているがなお不十分
 - ＊性的虐待・暴力を助長する文化への批判を強める必要性
 - 映画・テレビ・雑誌・ゲームソフトなどの現状
 - cf 調教ゲーム CD 幼児ポルノ 「これも一つの文化」 ←→ 「禁圧する」

3 強姦罪の解釈の変化と法定刑の見直し

- ・強姦罪の法定刑と具体的運用
 - 凶悪犯：殺人=3年-死刑 強盗=5年-15年 放火=5年-死刑 強姦=2年-15年
 - 強盗致死傷=7年-死刑 強姦致死傷=3年-無期 傷害致死=2年-15年
 - 傷害致死罪との比較
 - 法定刑を上げることの宣言的意味はある
- ・関連する犯罪の量刑も重くなった
 - 1/18 強盗強姦で無期懲役
 - 1/19 強盗強姦で懲役20年
- ・保護法益論
 - かなり以前から「性風俗（社会法益）から性的自由（個人法益）へ」



- ・暴行・脅迫の意義
 - ・反抗を著しく困難にする程度(最判昭 24・5・10 刑集 3・6・711) cf 反抗を抑圧する程度
 - 被害者の対応との関係等を踏まえて具体的に判断
 - ＊大阪地判昭和 39 年 6 月 11 日（判タ 163 号 206 頁）について
 - ：被告人が相手方である女性の頭髮を引っ張り、「俺に恥をかかせるか」等と言って、同女をホテルに連れ込んで性交しても、判示のような事実関係の下においては、その暴行脅迫は相手方の

反抗を著しく困難ならしめる程度の強度のものであるといえない。

【参考】スーパーで万引した女性が、警察に行きたくなければ言うことを聞けといわれて、2 週間後被害者の方から電話をして場所を指定し、極自然な外観の性的関係を持った事案について、2 週間前の脅迫に基づく抗拒不能の状態が継続しており、脅迫と姦淫行為との間に因果関係があるとして、強姦罪の成立を認められた(高松高判昭 47・9・29 高刑集 25・4・425。さらに名古屋地岡崎支判平 9・11・17 判時 1637・154 参照)。なお、「通常の性交の場合に用いられる程度の有形力の行使を用いたに過ぎない」として、構成要件をやや限定解釈したものとして広島高判昭 53・11・20 判時 922・111 参照。

・夫婦間の強姦罪の成否

＊広島高裁松江支判昭和 62 年 6 月 18 日(判時 1234 号 154 頁)

欧米：女性は夫の財産 　だから主体から夫がはずれていた

所一彦『注釈刑法(4)』(昭和 40 年)299 頁 　「夫不成立説が通説」

亀山継男『大コンメンタール(7)』(平成 3 年)68 頁

「具体的状況によっては本罪が成立する場合があると解する方が相当」

4 女性の盗撮と名誉毀損罪

東京地判平成 14 年 3 月 14 日

被告人を懲役 2 年に処する。この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

犯罪事実：被告人は、東京都豊島区東池袋…所在の有限会社フロント・ラインの実質経営者で、同社が発行するビデオカセットテープ「花鳥風月」の編集兼発行責任者であるところ、同社従業員の乙及び丙と共謀の上、露天風呂で入浴中に盗撮されたM子（昭和 48 年生）、N子（昭和 48 年生）及びO子（昭和 48 年生）の裸体の映像を用いて編集したビデオカセットテープ「花鳥風月・第三節」約 3160 巻を、平成 12 年 8 月 25 日ころから平成 13 年 4 月 24 日ころまでの間、東京都新宿区…所在のX書店等全国の多数の書店、ビデオ販売店等の店頭陳列させて不特定かつ多数が閲覧できる状態に置き、もって公然事実を摘示して上記M子ら 3 名の名誉を毀損した。

（名誉毀損罪の成立に関する説明）

名誉毀損罪の成立要件である「事実の摘示」についてみると、被告人らは、上記のような内容の本件ビデオテープにM子ら 3 名の全裸の姿態が録画されているという事実を摘示したものということができる。そして、本件ビデオテープのようないわば性的関心に向けられた商品に女性の全裸の姿態が録画された場合、撮影された女性がだれかが分かれば、その女性について種々否定的な評価を生ずるおそれがあることは否定し難い。殊に、本件では、M子らは、実際には、入浴中にその裸体を盗撮され、自分たちの知らない間にその映像を本件ビデオテープに録画されるに至ったのであるが、本件ビデオテープは、それ自体鮮明な画像に仕上がっているなど、その映像自体を見ても、実際に盗撮の方法で撮影されたものか、一見しただけでは明らかではなく、事情を知らない者が見れば、撮影されている女性が、不特定多数の者に販売されるビデオテープに録画されることを承知の上、自ら進んで裸体をさらしているのではないかという印象を与えかねないものになっている（ちなみに、被告人自身の供述を始めとする関係証拠によると、盗撮ビデオとされるものの中にも、実際にはいわゆる「やらせ」によるものがあり、ビデオの映像を見ただけではその識別が困難であることが多いなどの事情もうかがうことができる。）。このような場合、上記のおそれにはとりわけ軽視し難いものがあるといわなければならない。そうすると、本件で被告人らが摘示した上記の事実は、まさにM子ら 3 名の名誉を害するに足りる事実にあたるといえることができる。

・立件の困難性

・条例・軽犯罪法の刑の軽さ

→法律の見直しの必要性

5 現在の犯罪状況から見た支援センター活動の重要性

・「治安の良かった国日本」の終焉

刑務所が溢れ出した←有罪人員が増えた←犯罪者が増えた

検挙率が落ちた←外国人犯罪+少年犯罪

・少年犯罪が約半分 原因は家庭にある場合が多い

少年と刃物の調査：刃物を携帯することと家庭を暖かいと感じることとの逆相関非行性

「どんなことがあっても味方になって考えてくれる存在」

＊アメリカの少年裁判所の裁判官：「親業教育の必要性」

家庭をあたたかく修復することが大切

・ 婦警さんを増やすという問題ではない

少年と刃物に関する実態調査：家庭があたたかいことが重要

